

カワサキ会計事務所だより

令和1年8月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

8月の税務カレンダー
個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期
個人事業税 第1期

8月10日(土)から18日(日)まで
カワサキ会計事務所はお休みします



■ キャッシュレス決済・消費者還元事業 ■

2019年10月1日から消費税が10%になります(飲食料品等は8%の軽減税率が適用)が、この増税後の消費喚起とキャッシュレス推進を目的として、キャッシュレス決済で**最大5%**ポイント還元される「キャッシュレス・消費者還元事業」が実施されます。

1. キャッシュレス決済対応端末が費用負担なしで導入可能

キャッシュレス決済端末、決済端末の利用に必要な付属機器、システム利用料、設置費用、タブレット、スマートフォン等、各決済事業者が提供するものは自己負担なしで導入できます。国が費用の**2/3**、決済事業者が費用の**1/3**を負担してくれます。

2. 決済手数料3.25%以下、さらに期間中1/3の補助あり!

事業期間内(2019年10月~2020年6月)の決済手数料は**3.25%**以下となり、さらにその**1/3**を国が補助しますので、実質**2.1%**以下の手数料となります。

3. 消費者にポイント還元で集客力UP

中小・小規模事業者において購入した消費者に、その購入金額の**5%**(フランチャイズチェーンに属する場合は**2%**)をポイントとして還元します。

4. レジ締め、現金取り扱いコストを省いて業務効率化!

顧客の利便性を向上させると同時にレジ締めなど現金管理業務を削減することが出来ます。

●既にキャッシュレス決済を導入している事業者の方でも、改めて決済事業者を通じて加盟店登録をしなければポイント還元の対象店舗とはならないのでご注意ください。

※長崎商工会議所 経営支援課 にキャッシュレス決済相談窓口が開設されてありますので、

キャッシュレス決済端末等導入を検討したい事業者は問い合わせてみてはいかがでしょうか?

<Windows7からの移行は終了しましたか?>

2020年(令和2年)1月14日をもって、いよいよWindows7の延長サポート期間が終了します。これによりセキュリティ関連の更新プログラムが提供されなくなり、パソコンはとて危険な状態になってしまいます。

こうした危険な状態でパソコンを使い続けることは、社内の問題ばかりでなく、取引先や関係者等へも被害を拡大することになりかねません。

当事務所でも繁忙期を避けて、4月にWindows7からWindows10へ移行を行いました。その際、PCも老朽化していたので、新しいPCへと買い換えを行いました。準備には時間もかかります。余裕をもって行った方がいいと思います。